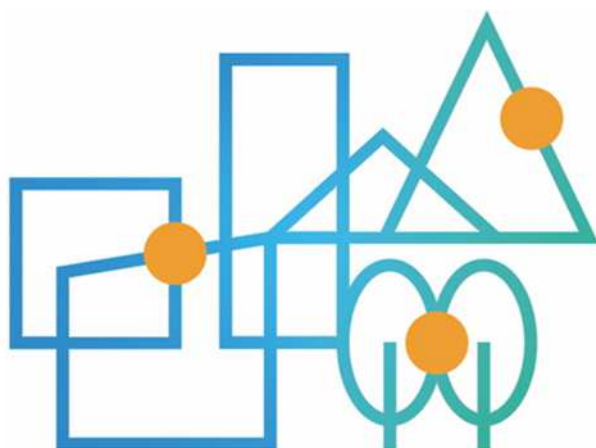


脱炭素先行地域にお住まいで、
太陽光発電（非 FIT）等の補助を利用する方が対象



令和7年度 宇都宮市 脱炭素先行地域づくり事業補助金 （家庭向け）

申請の手引き



脱炭素先行地域

宇都宮市 環境部 環境創造課

（R7.VER.1.0）



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

宇都宮市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。



【目 次】

1	おねがい	2
2	補助制度の概要	3
	(1) 目的	3
	(2) 補助の概要	3
	(3) 手続きの流れ	8
3	交付申請	9
	(1) 提出期限	9
	(2) 申請書の提出	9
	(3) 交付決定	10
4	事業実施	11
	(1) 補助事業着手	11
	(2) 補助事業の内容変更	11
	(3) 補助事業の廃止	11
5	実績報告等	12
	(1) 実績報告	12
	(2) 完了検査	14
	(3) 補助金の額の確定	14
	(4) 補助金の請求	14
	(5) 補助金の経理等	14
6	補助事業終了後における申請者の責務等	15
	(1) 導入設備の利用状況報告書の提出	15
	(2) 環境価値の取引の制限	15
	(3) 取得財産の処分の制限	15
7	よくある質問 (FAQ)	16
	(1) 全般的な事項	16
	(2) 太陽光発電システムに関すること	17
	(3) 定置型蓄電池に関すること	18

1 おねがい

宇都宮市脱炭素先行地域づくり事業補助金（家庭向け）の 申請及び受給をされる皆様へ

この冊子は、宇都宮市脱炭素先行地域の対象区域にお住まいで、太陽光発電システム（非 FIT）等の補助金を受ける方の申請に関する手引書です。

宇都宮市脱炭素先行地域づくり事業補助金（家庭向け）（以下「本補助金」という）は、公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、不正行為に対しては厳正に対処しております。

従いまして、本補助金の交付申請をされる方におかれましては、以下の点について十分認識された上で、申請手続きを行っていただくようお願いします。

1. 本補助金に関係する全ての提出書類には、いかなる理由があっても、その内容に虚偽の記述を行わないでください。
2. 次の場合は、本補助金の対象になりません。
 - ・ 本補助金の交付決定前に、工事に着手した場合
 - ・ 国から経費の全部又は一部を補助されるもの
3. 本補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を当該資産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用・売却・譲渡・交換・貸与・廃棄又は担保に供することをいう）しようとするときは、事前に処分内容について承認を受けなければなりません。
また、その際、補助金の返還が発生する場合があります。

また、本手引きに記載された、補助金の申請から受給にかかる手続き及び必要書類等並びに事業終了後の責務等についても十分確認された上で、本補助金の申請手続きを行っていただくようお願いします。

【注意事項】

- 提出する書類は、必ず写し（コピー）を取り、控えとして保管しておいてください。
- 申請書類を記入するときは、文字を消すことができる筆記用具（鉛筆、フリクションペンなど）は使用しないでください。



太陽光発電システムや蓄電池の普及に伴い、購入時の消費者トラブルも増加しています。複数の会社から見積りを取るなど、耐用年数や価格を確認した上で契約されるようお願いいたします。

2 補助制度の概要

(1) 目的

本市では、環境省に選定された「脱炭素先行地域」の取組の一環として、陽東・ゆいの杜地区の一部の戸建住宅を対象として、太陽光発電システムと蓄電池の設置費用に関する補助制度を創設しました。

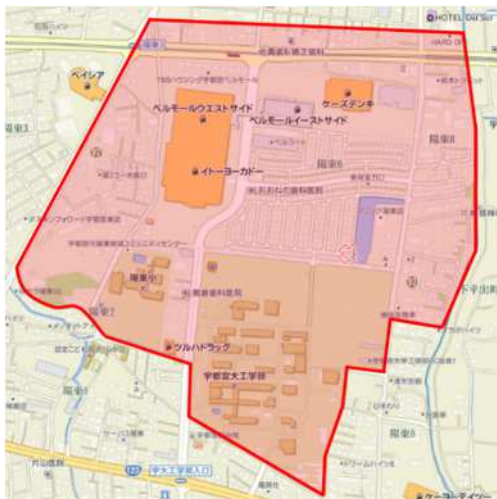
補助金を交付することにより、本市における再生可能エネルギー及び自立分散型エネルギーの普及を促進し、脱炭素社会の実現や災害に強い安全・安心なまちづくりの推進に寄与することを目的としています。

(2) 補助の概要

① 対象住宅

陽東地区の都市機能誘導区域、又はゆいの杜地区の都市機能誘導区域及び居住誘導区域において、個人が住居として使用する戸建住宅（店舗、事務所等と併用するものを含む）をいう。

【陽東地区】



【ゆいの杜地区】



都市機能誘導区域 居住誘導区域

対象区域について

対象区域については、「宇都宮まちかど情報マップ」をご確認ください。

(https://www.machi-info.jp/machikado/utsunomiya_city/)

(QRコードも掲載していますが、PCからのご利用を推奨しています)

手順1 宇都宮まちかど情報マップを開き、『利用内容』の『地図を見る』をクリック

手順2 画面左側の『操作ツール』⇒『▽地図切替』⇒『マップ切替』の選択メニューから、下から10番目にある『立地適正化計画に係る誘導区域』を選択

手順3 画面上側の『住所から探す』を選択し、対象の住所地を入力し

『検索』を選択後『→』を選択。対象の住所地が、赤色の面に含まれていれば「都市機能誘導区域」・オレンジ色の面に含まれていれば「居住誘導区域」に該当します。



② 補助対象者（申請者）

ア 対象区域の住宅に住所を有し、**補助対象機器を設置する者**

イ 対象区域の住宅に住所を有する者に対して、補助対象機器を**リースモデルにより提供するリース事業者**

ウ 対象区域の住宅に住所を有する者に対して、補助対象機器を**オンサイト PPA モデルにより提供する PPA 事業者**

なお、対象区域の住宅に住所を有する者は、以下の要件を満たすこと

- ・ **住民基本台帳法により記録されていること**
- ・ **市税の滞納がないこと**
- ・ 過去に同一の補助対象経費に係る補助金の交付を申請者又は同一世帯の者が受けていないこと
- ・ 「宇都宮市暴力団排除条例」に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと

③ 補助対象機器・補助額

補助対象機器	補助額 (千円未満切り捨て)	備考
太陽光発電 システム (既築住宅)	3万円/kW(8kWまで) + 7万円/kW(4kWまで) 上限52万円、又は補助対象経費の 2/3のいずれか低い方	・ 補助額は太陽光パネルの公称最大出力値の合計出力(kW)あたりの金額
太陽光発電 システム (新築住宅)	1万円/kW(8kWまで) + 7万円/kW(4kWまで) 上限36万円、又は補助対象経費の 2/3のいずれか低い方	・ 補助額は太陽光パネルの公称最大出力値の合計出力(kW)あたりの金額
定置型 蓄電池	2万円/kWh(10kWhまで) + 5.16万円/kWh(5kWhまで) 上限45.8万円、又は補助対象経費 の2/3のいずれか低い方	・ 補助額は、定格容量(蓄電容量) kWhあたりの金額 ・ 太陽光発電システムと同時導入すること

④ 補助対象機器の主な要件

【太陽光発電システム】

- 太陽光モジュールを利用することにより太陽光を受けて発電するシステムであって、発電した電力が、当該システムが設置される住宅において消費されるよう配線されていること
- 太陽光モジュールの増設・施設改修・付替等でないこと
- 中古品又は自作品でないこと
- 補助事業により導入する太陽光発電システムで発電する電力量の 30%以上を自家消費すること
- 発電量を計測する（発電量と自家消費量が分かる）機器を備えること
- 再エネ特措法に基づく、固定価格買取（FIT）制度又は Feed in Premium（FIP）制度の認定を受けないこと
- 電気事業法に定める接続供給（自己託送）を行わないこと
- 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専ら FIT の認定を受けた者に対するものを除く。）

<資源エネルギー庁>事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）：

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_sun.pdf

（既築住宅の場合）

- 設備導入に係る契約締結日が、登記簿謄本に建物の登録がされた日以降であること又は住宅に対する課税がされた日以降であること
- 余剰電力は、市が認定する環境価値を市域に帰属する事業者の販売すること
なお、対象事業者は以下の市ホームページから確認すること

<宇都宮市>うつのみや再エネ地産地消小売電気事業者認定制度：

<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/kurashi/kankyo/1034535/1035798.html>

（リースモデル、オンサイト P P A モデルの場合）

- 導入事業者は、交付された補助金相当分をリース料金又は P P A 料金から控除すること。契約期間が法定耐用年数より短い場合には、再契約により法定耐用年数※1 期間満了まで継続的に使用すること又は契約終了後、申請者本人の所有物になることが確認できること

※1 法定耐用年数：減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号（以下「大蔵省令」という））による。

設備名	法定耐用年数
太陽光発電システム	17 年
定置型蓄電池	6 年

【定置型蓄電池】

- 停電時に太陽光発電システムから直接充電でき、分電盤を介して住宅に電気を供給できるものであること
- **太陽光発電システム（FIT、非FITいずれでも可）を同時に設置**すること
※FITの場合、太陽光発電システムは「家庭向け脱炭素化促進補助金」、蓄電池は「脱炭素先行地域づくり事業補助金（家庭向け）」の対象になります。
- 蓄電ユニットの増設・施設改修・付替等ではないこと
- 中古品又は自作品でないこと
- 申請時点において、国の補助事業における補助対象機器として、**一般社団法人環境共創イニシアチブ「SII」により登録されている製品**であること
＜SII＞蓄電システム登録済製品一覧：
<https://zehweb.jp/registration/battery/>

（リースモデル、オンサイトPPAモデルの場合）

- 導入事業者は、交付された**補助金相当分をリース料金又はPPA料金から控除**すること。契約期間が法定耐用年数より短い場合には、**再契約により法定耐用年数期間満了まで継続的に使用すること又は契約終了後、申請者本人の所有物になることが確認できること**

⑤ 環境価値の取扱い

補助対象者は、補助事業の実施により取得した温室効果ガス削減効果（環境価値）について、Jクレジットの登録を行わないこと。

⑥ 導入設備の利用状況の報告

補助対象者は、補助事業が完了した日が属する月の翌月1日から6か月の二酸化炭素削減効果等について、報告対象期間の最終月の翌月末※₁までに、利用状況報告書（様式第6号）により報告※₂すること。

※1 （事例）令和7年11月23日に補助事業が完了した場合

- － 報告対象期間：令和7年12月1日～令和8年5月31日
- － 報告期限：令和8年6月30日

※2 毎月の太陽光の発電量及び自家消費割合がわかる写真（メーター等）を添付してください。

⑦ その他

- ・ 交付申請については、補助対象機器により発電した電力を供給する住宅につき一回限りとする。
- ・ **交付決定後に工事に着工※₁**するものとする。
- ・ 原則として、**当該補助対象機器に関する国の補助金※₂や助成金等との併用はできません。**
- ・ 補助事業により整備した設備等は、原則として、**法定耐用年数期間中は財産処分してはならない**ものとする。なお、補助対象機器の導入後、法定耐用年数期間において、補助対象機器を処分（本補助金の目的に反しての使用・売却・譲渡・交換・廃棄・貸与、または担保に供することをいう）しようとする場合は、承認を受けること。これに伴い、市から補助対象機器に係る補助金の全部又は一部の請求を受け

た場合においては、これに応じること。

- ・ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに報告してその指示を受けること。
- ・ 補助対象者は、市が補助金の交付義務の適正かつ円滑な運営を図るために、報告を求め、又は現地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。
- ・ 補助事業の内容の変更をする場合は承認を受けること。
- ・ 補助事業を中止し、又は廃止する場合は承認を受けること。

※ 1 交付決定前に契約・発注を行うことは認めます。ただし、本事業の実施要綱等の施行日以降（令和 7 年 4 月 1 日）の契約・発注に限ります。

※ 2 主な国補助金との併用可否

所管省庁	環境省		経済産業省	国土交通省	
補助金名	ストレージパリティ	ZEH 補助金	ZEH+ 補助金	グリーン住宅支援	
				(新築)	(リフォーム)
併用可否	×	△注	△注	○	△注

注) 蓄電池に係る国補助金の交付を受けない場合に限り併用可

(3) 手続きの流れ

本事業の一般的な手続きの流れは、以下のとおりです。

時期等	市	書類等	申請者
4 月 受付開始 [11 月 28 日 受付終了]	交付申請書受付 ↓ 現地調査 ※必要に応じて実施 ↓ 審査・採択	交付申請書 ※様式第 1～3 号及び添付書類 ↓ 交付決定通知書	交付申請書提出 ※工事着工前申請 ↓ 現地調査対応 ↓ 工事着工 (事業着手) ↓ 工事完了・支払完了 ↓
12 月 26 日 実績報告書 提出期限	実績報告書受付 ↓ 完了検査 ※必要に応じて現地調査を実施 ↓ 補助金額の確定 ↓ 補助金支払	実績報告書 ※様式第 4 号及び添付書類 ↓ 交付請求書 ※様式第 5 号 ↓ 額の確定通知書	実績報告書・ 交付請求書提出 ↓ 完了検査対応 ↓ 補助金受領
補助事業完了の 約 6 か月後	利用状況の確認	利用状況報告書 ※様式第 6 号	利用状況の報告 ※設備導入後 6 か月の エネルギー使用量

3 交付申請

(1) 提出期限

補助金の交付申請書の提出期限は次のとおりです。

全ての提出書類は、申請者本人の名義としていただく必要がありますのでご注意ください。

交付申請の提出期限 令和7年11月28日（金）まで

(2) 申請書の提出

- ① 申請に必要な書類は、次のとおりとし、「正本1部」を提出してください。

なお、申請書の写し等の交付は行いませんので、申請書の控えはご自身で御用意ください。

申請者本人または使者（申請者からの依頼を受けて申請書を提出する人）が、市環境創造課の窓口（市役所12階）に必要な書類を提出してください。

➤ 受付場所：宇都宮市役所本庁舎12階 環境創造課窓口

➤ 受付時間：8：30～17：15

月曜日から金曜日（祝日，年末年始（12/29～1/3）を除く）

【共通】

☐ 交付申請書（様式第1号）

☐ 見積書及び見積内訳書の写し 又は 契約書及び契約内訳書の写し

【ポイント】

☐ 補助対象機器を設置する住所の記載があること

☐ 設置する補助対象機器の記載があること

☐ 内訳書には、補助対象経費の内訳が記載されていること

☐ （契約書の場合）お客様控えの契約書であること

☐ （契約書の場合）契約者名（申請者名）と契約事業者名の記載があること

☐ （契約書の場合）収入印紙が貼られ消印されていること

※ 上記の表記が無い場合は、契約書に付随する明細等を添付してください。

※ 契約書ではなく、注文書と注文請書の場合は注文請書（お客様控え）を契約書の代わりにご提出ください。

☐ 補助事業の実施に係る同意書（様式第3号）

※申請者と建物等の所有者が異なる場合

☐ 対象設備について補助を受けていないことが確認できる書類

※国の補助金を利用する場合

☐ リース契約書及びリース計算書等 ※リースモデルの場合

☐ PPA契約書及びPPA計算書等 ※PPAモデルの場合

【ポイント】

☐ 補助金相当分をリース料金やPPA料金から控除されていると分かること

【太陽光発電システム】

- ☐ 電力消費量等計算書（様式第2号）

【ポイント】

- ☐ 交付申請書に記載した事業完了予定日の翌月から記入すること
 - ☐ 当該システムの公称最大出力の合計出力が確認できる書類の写し
 - ☐ 発電量を計測する装置の仕様がわかるもの（カタログ等）
 - ☐ 発電量及び自家消費量に係る根拠書類（シミュレーション等）
 - ☐ 法定耐用年数まで使用することが分かる書類
- ※リースモデル，P P Aモデルの場合
- ☐ 設置住宅の登記事項証明書，固定資産の評価証明書，固定資産税の課税明細書のいずれかの写し ※既築の場合

【定置型蓄電池】

- ☐ 設置機器の型式及び仕様等が確認できる書類の写し

- ② 申請書等の提出方法は，持参又は郵送（簡易書留，配達記録が確認できる郵送サービス等）とします。

※ 電子メールやFAXによる提出はできません。

- ③ 提出された申請書は，書類の不足や記載内容の不備等について確認し，不備・不足がないものについて受理します。
- ④ 提出された書類等は，原則として返却しません。

(3) 交付決定

審査後，当該申請の交付決定又は不交付決定を申請者に通知します。

4 事業実施

(1) 補助事業着手

交付決定の通知を受けた申請者は、速やかに事業に着手してください。

なお、交付決定前に補助対象機器の工事に着工した場合は、補助対象外となりますのでご注意ください。※ 交付決定前の契約・発注は認めます。

(2) 補助事業の内容変更

交付決定の通知後、次に掲げる事項について変更しようとする際は、変更承認申請書（様式第7号）に交付申請書（様式第1号）を添えて提出し、その承認を得る必要があります。なお、この場合において、当該変更による申請金額の増額は認められません。

＜変更前に提出を行うもの＞

- ・出力変更を伴う太陽光発電設備の変更
- ・蓄電池の変更（パッケージ型番、蓄電容量、補助対象経費等を変更する場合）

＜変更後に提出を行うもの＞

- ・交付決定者の氏名又は住所の変更

（申請時の住所から新築した住宅に転居した場合、又は購入した既築住宅に転居した場合は不要）

(3) 補助事業の廃止

補助事業を廃止しようとするときは、事業廃止（中止）承認申請書（様式第8号）を提出し、承認を得る必要があります。

5 実績報告等

(1) 実績報告

申請者は、補助事業が完了したときは、次の期日までに、以下に掲げる書類を「正本1部」提出してください。

➤ 事業完了日：太陽光発電システム（系統連系開始日等）
定置型蓄電池（保証開始日）

実績報告の提出期限 令和7年12月26日（金）まで

※ 提出日時時点で、設置する住宅の所在地に住民登録をしていること、市税（市県民税、固定資産税、国民健康保険税等）を滞納していないことが必要です。

【共通】

- ☐ 実績報告書（様式第4号）
- ☐ 契約書及び契約内訳書の写し

【ポイント】

- ☐ 補助対象機器を設置する住所の記載があること
 - ☐ 設置する補助対象機器の記載があること
 - ☐ 内訳書には、補助対象経費の内訳が記載されていること
 - ☐ お客様控えの契約書であること
 - ☐ 契約者名（申請者名）と契約事業者名の記載があること
 - ☐ 収入印紙が貼られ消印されていること
- ※ 電子契約の場合は、併せて契約に係る電子証明書の写しを添付してください。
- ※ 上記の表記が無い場合は、契約書に付随する明細等を添付してください。
- ※ 契約書ではなく、注文書と注文請書の場合は注文請書（お客様控え）を契約書の代わりにご提出ください。

- ☐ 当該設備の設置に係る領収書の写し

【ポイント】

- ☐ 申請者本人を宛名とした領収書の写しであること
- ☐ 収入印紙貼り付け済みで消印されていること

【太陽光発電システム】

- ☐ モジュールの枚数が確認できる配置図

【ポイント】

- ☐ 配置図内に申請者名が記載されているものをご提出ください。

- ☐ 電力会社が通知又は発行する系統連系開始日等が記載されている書類等の写し

【ポイント】

以下4つの内容が全て記載されたものを提出してください。

- ☐ 契約者名（申請者本人名義のもの）
- ☐ 契約住所
- ☐ 発電設備
- ☐ 発電設備の系統連系開始日または買取期間起算日
- ☐ 上記の内容を満たした提出書類の例
 - ・ 電力会社から送信された契約締結のメール画面
（当該電力会社名が分かるもの）
 - ・ 工程照会

など

- ☐ 余剰電力を市が認定する環境価値を市域に帰属する事業者に販売することが確認できる書類 ※既築の場合

【ポイント】

- ☐ 上記の内容を満たした提出書類の例
 - ・ 申請者がインターネット等で確認することができる契約内容のマイページ
 - ・ 電力会社から送信された契約締結のメール画面
- ※いずれも当該電力会社名が分かるもの

など

- ☐ 法定耐用年数まで使用することが分かる書類

※リースモデル，PPA モデルの場合

【ポイント】

- ☐ 「法定耐用年数期間満了まで使用すること」がわかる記載があること
- ☐ 申請者の署名（または記名押印）があること

【定置型蓄電池】

- ☐ 当該機器の保証書の写し

【ポイント】

- ☐ 申請者本人を宛名とした保証書の写しであること
- ☐ 保証開始日が明記されている。
- ☐ 設備の名称，型式が明記されている。

- ☐ 太陽光発電システムと直接連系することが確認できる書類（単線結線図等）

【ポイント】

以下4つの内容が全て記載されているものを提出してください。

（例）単線結線図などの電気配線図

- ☐ 申請者名，設置住所
- ☐ 太陽光発電システム
- ☐ 定置型蓄電池
- ☐ 住宅（分電盤）

(2) 完了検査

提出された実績報告書により，書面にて完了検査を実施します。なお，必要と判断した場合には現地調査を実施します。主な確認項目は，以下のとおりです。

- 導入設備の設置状況
- 導入設備のエネルギー使用量及び発電電力量を計測する機器の設置状況及び計測状況
- 事業費の支払状況

(3) 補助金の額の確定

完了検査等の結果，補助事業が適正に実施されていると認められた場合は，市は交付する補助金の額を確定し，申請者に通知します。

(4) 補助金の請求

実績報告の申請時に交付請求書（様式第5号）に，振込先の口座内容がわかる書類（通帳等の写し等）を添付して提出してください。

(5) 補助金の経理等

申請者は，補助事業の経費にかかる収支簿を備え，その収支にかかる証拠書類（契約書，領収書等）を整備してください。

なお，収支簿等は，補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存してください。

6 補助事業終了後における申請者の責務等

(1) 導入設備の利用状況報告書の提出

補助対象者は、導入した設備の発電量や自家消費率等を報告してください。

- ・報告対象期間 補助事業が完了した日が属する月の翌月 1 日から 6 か月
- ・報告期限 報告対象期間が終了した翌月末※₁
- ・報告様式 利用状況報告書（様式第 6 号）※₂

※₁ 令和 7 年 11 月 23 日に補助事業が完了した場合

- － 報告対象期間：令和 7 年 12 月 1 日～令和 8 年 5 月 31 日
- － 報告期限：令和 8 年 6 月 30 日

※₂ 毎月の太陽光の発電量及び自家消費割合がわかる写真（メーター等）を添付してください。

(2) 環境価値の取引の制限

補助対象者は、補助事業の実施により取得した温室効果ガス削減効果（環境価値）について、J クレジットの登録を行わないこと。

(3) 取得財産の処分の制限

本補助金で取得又は効用の増加した財産（取得財産等）を当該資産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、事前に処分内容について承認を受けること。なお、その際、補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

7 よくあるご質問（FAQ）

(1) 全般的な事項

	質問	回答
1	補助金の申請に期限などがありますか？	期限があります。 交付申請は、令和7年11月28日まで 実績報告は、令和7年12月26日まで となります。
2	クレジットカードで決済したため領収書が出ない場合にはどうすれば良いですか？	住宅ローンやクレジットカード支払いのため、領収書が発行できない場合には、領収書の代わりとして、代金を受領したことが分かる書類（書式は任意。但し、社印付きのもの）を作成し、添付してください。
3	補助対象機器導入の契約日が令和7年3月31日以前の場合は、補助対象になりますか？	対象になりません。 なお、「令和6年度宇都宮市家庭向け脱炭素化促進補助金」は対象となります。
4	太陽光発電システムを無料設置してもらった場合には補助金を受けることができますか？	対象になりません。
5	「宇都宮市家庭向け脱炭素化促進補助金」との併用は可能ですか？	同一機器に対する補助は併用できません。 太陽光と蓄電池を同時に設置するとき、太陽光発電システム（FIT認定）を「宇都宮市家庭向け脱炭素化促進補助金」、蓄電池を「脱炭素先行地域づくり事業補助金（家庭向け）」に申請することは可能です。
6	太陽光発電システムのみを申請し、後日、蓄電池の補助金を追加で申請することはできますか？	申請できません。 （太陽光発電システムと同時導入する必要があります）
7	国の補助金を申請していますが、重複して宇都宮市の補助金を申請することはできますか？	蓄電池に係る国補助金の交付を受けない場合に限り、申請できます。
8	栃木県の補助金を申請していますが、重複して宇都宮市の補助金を申請することはできますか？	申請できません。 （県・市補助金ともに、同一の国の交付金を財源としているため）

9	申請書類はどこで入手できますか？	宇都宮市役所 12 階環境創造課の窓口もしくは市 HP からダウンロードできます。
10	出張所や地区市民センターなどでも申請書類を受け付けてもらえますか？	受け付けできません。
11	窓口で申請書の書き方を教えてもらうことはできますか？	可能です。(本庁舎 12 階 環境創造課)
12	補助対象機器を中古で購入する場合は補助対象になりますか？	対象になりません。
13	P P A ・リース契約の場合、契約期間が法定耐用年数より短い場合でも補助を受けることはできますか？	契約期間が法定耐用年数より短い場合でも、法定耐用年数期間満了まで使用することが確認できれば補助の対象になります。

(2) 太陽光発電システムに関すること

	質問	回答
1	前年度（令和 6 年度中）に電力会社と連系したものは対象となりますか？	対象になりません。
2	太陽光発電システムの増設は補助金の対象となりますか？	増設は対象になりません。 自ら居住する住宅に未使用品の太陽光発電システムを新たに設置し、新規で電力会社と連系するものに限ります。
3	店舗兼住宅に設置した場合、申請することはできますか？	一部条件がありますが、申請できます。 店舗兼住宅の場合は、太陽光発電システムに係る契約が申請者個人の契約であり、なおかつ、申請する店舗兼住宅に居住（住民票がある）していることが条件となります。
4	太陽光発電システムの補助金申請の際、市に提出する書類（様式第 1 号～2 号）と契約書、領収書、当該システムに係る国が発行する事業計画の認定通知の写しや、銀行口座などの名義は全て申請者でなくても問題ないですか？	全ての書類・振込先の名義が申請者本人（又はリース事業者・P P A 事業者）である必要があります。

(3) 定置型蓄電池に関すること

	質問	回答
1	コンセントから直接充電し、蓄電池にあるコンセントから電気を利用する蓄電池は補助の申請をできますか？	できません。 定置型蓄電池の補助対象機器としての条件である「停電時に太陽光発電システムから直接充電でき、分電盤を介して自宅に電気を供給できるものであること。」を満たすことができないためです。
2	定置型蓄電池を先に導入し、後で太陽光発電システムを導入する場合でも、定置型蓄電池の補助金申請をすることはできますか？	申請できません。 （太陽光発電システムと同時導入する必要があります）
3	太陽光発電システムと直接連系していることを確認する書類はどのようなものですか？	電力会社へ提出している「単線結線図」を想定しております。提出しているものとは別に単線結線図を作成していただいても問題ありませんが、作成者（事業者）が誰か、誰の家の単線結線図なのか分かるように作成してください。
4	補助対象経費となる設置工事に係る費用にはどのようなものが含まれますか？	■ 含まれるもの ▪ 配線 ▪ 配線器具の購入費 ▪ 電気工事 等 ■ 含まれないもの ▪ 書類作成費 ▪ 配線器具等の運搬費 等 ご不明点がある場合には事前にご相談ください。

問い合わせ先

〒320-8540 宇都宮市旭 1 - 1 - 5

宇都宮市環境部 環境創造課 (宇都宮市役所 1 2 階)

TEL 028-632-2408

※ 月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

※ 様式等は、環境創造課で配布しているほか、市ホームページからダウンロードすることができます。